特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
22	公的給付の支給等に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

日置市は、公的給付の支給等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、同ファイルが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼすものであることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることをもって、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

日置市長

公表日

令和7年1月22日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	公的給付の支給等に関する事務
②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第88号。以下「公金受取口座登録法」という。）に基づき、特定公的給付の支給等を行う。 特定個人情報ファイルの対象となる給付は、以下の場合とする。 ①　住民税非税世帯等に対する臨時特別給付金の支給事務（福祉課） ②　電力・ガス・食料品等価格高騰支援緊急給付金（福祉課） ③　子育て世帯への臨時特別給付金の支給事務（こども未来課） ④　令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金（こども未来課） ⑤　令和5年度物価高騰対策給付金（第1号）（福祉課） ⑥　令和5年度物価高騰対策給付金（第2号）（福祉課） ⑦　令和6年度物価高騰対策給付金（福祉課） ⑧　令和5年度子育て世帯生活支援特別給付金の支給事務（こども未来課）
③システムの名称	1.　Acrocity（児童手当システム、給付金システム）、総合福祉WEL+ 2.　MICJET番号連携サーバー 3.　中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名
出産・子育て応援給付金ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項、別表第一　項番101 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令　第74条 ・公金受取口座登録法　第10条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号、別表第二　項番121 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第59条の4 【情報提供の根拠】 ・ー	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民福祉部　①②⑤⑥⑦福祉課、③④⑧こども未来課
②所属長の役職名	①②⑤⑥⑦福祉課長、③④⑧こども未来課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒899-2592　日置市伊集院町郡一丁目100番地　TEL099-248-9421 ①②⑤⑥⑦日置市市民福祉部福祉課　TEL099-248-9416 ③④⑧日置市市民福祉部こども未来課　TEL099-201-3421

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒899-2592　日置市伊集院町郡一丁目100番地　TEL099-248-9421 ①②⑤⑥⑦日置市市民福祉部福祉課　TEL099-248-9416 ③④⑧日置市市民福祉部こども未来課　TEL099-201-3421

9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　1,000人以上1万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月10日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月10日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[○]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[○]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[ ]接続しない（入手）**	**[ ]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	複数人によるチェックを実施。	

9. 監査	
実施の有無	[○] 自己点検　　[　　] 内部監査　　[　　] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[　　]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業者に対する教育・啓発] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員に対し、e-ラーニングによる教育研修を実施している。研修においては受講確認を行い、未受講者に対しては、個別にフォローアップ(研修資料を配布し、内容についての説明)を行っている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月30日	Ⅰ－1－②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第88号。以下「公金受取口座登録法」という。）に基づき、特定公的給付の支給等を行う。 特定個人情報ファイルの対象となる給付は、以下の場合とする。 ①　住民税非税世帯等に対する臨時特別給付金の支給事務（福祉課） ②　電力・ガス・食料品等価格高騰支援緊急給付金（福祉課） ③　子育て世帯への臨時特別給付金の支給事務（こども未来課） ④　令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金（こども未来課）	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第88号。以下「公金受取口座登録法」という。）に基づき、特定公的給付の支給等を行う。 特定個人情報ファイルの対象となる給付は、以下の場合とする。 ①　住民税非税世帯等に対する臨時特別給付金の支給事務（福祉課） ②　電力・ガス・食料品等価格高騰支援緊急給付金（福祉課） ③　子育て世帯への臨時特別給付金の支給事務（こども未来課） ④　令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金（こども未来課） ⑤　令和5年度物価高騰対策給付金（第1号）（福祉課） ⑥　令和5年度物価高騰対策給付金（第2号）（福祉課） ⑦　令和6年度物価高騰対策給付金（福祉課）	事後	
令和6年8月30日	Ⅱ－1－いつ時点の計数か	令和6年1月31日　時点	令和6年7月31日　時点	事後	
令和6年8月30日	Ⅱ－2－いつ時点の計数か	令和6年1月31日　時点	令和6年7月31日　時点	事後	
令和7年1月22日	Ⅰ－1－②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第88号。以下「公金受取口座登録法」という。）に基づき、特定公的給付の支給等を行う。 特定個人情報ファイルの対象となる給付は、以下の場合とする。 ①　住民税非税世帯等に対する臨時特別給付金の支給事務（福祉課） ②　電力・ガス・食料品等価格高騰支援緊急給付金（福祉課） ③　子育て世帯への臨時特別給付金の支給事務（こども未来課） ④　令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金（こども未来課） ⑤　令和5年度物価高騰対策給付金（第1号）（福祉課） ⑥　令和5年度物価高騰対策給付金（第2号）（福祉課） ⑦　令和6年度物価高騰対策給付金（福祉課）	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第88号。以下「公金受取口座登録法」という。）に基づき、特定公的給付の支給等を行う。 特定個人情報ファイルの対象となる給付は、以下の場合とする。 ①　住民税非税世帯等に対する臨時特別給付金の支給事務（福祉課） ②　電力・ガス・食料品等価格高騰支援緊急給付金（福祉課） ③　子育て世帯への臨時特別給付金の支給事務（こども未来課） ④　令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金（こども未来課） ⑤　令和5年度物価高騰対策給付金（第1号）（福祉課） ⑥　令和5年度物価高騰対策給付金（第2号）（福祉課） ⑦　令和6年度物価高騰対策給付金（福祉課） ⑧　令和5年度子育て世帯生活支援特別給付金の支	事後	
令和7年1月22日	Ⅱ－1－いつ時点の計数か	令和6年7月31日　時点	令和7年1月10日　時点	事後	
令和7年1月22日	Ⅱ－2－いつ時点の計数か	令和6年7月31日　時点	令和7年1月10日　時点	事後	